

災 害 情 報

いつ、誰に、何を、いかに伝えるか (災害対策基本法第54～56条)

- ① 被災地(者)へ
 - a. 行動指示情報
 気象情報／ 避難準備情報・避難勧告・避難指示
 - b. 認知情報
 災害因 : 何が起きているのか
 - c. 二次被害防止
 火災・余震・津波
 - d. 相互救助・希望情報
 家屋倒壊などで、下敷きになっている情報等
- ② 直接の被災地以外へ (広報情報)
 - a. 近隣の地域
 警戒情報・救援依頼
 - b. 全国と世界
 被災状況・救援依頼・安否情報・注意喚起

100%の情報到達は可能か・・・困難・無理

災害情報伝達メディア

テレビ・ラジオ・防災無線・広報車・地域の防災組織による口頭伝達

災害情報の留意点

- ① 情報過多
 - イ、情報の速報性と正確性
 - ロ、多様なメディアによる情報の混乱
 - ハ、情報依存 ⇒ 自己責任行動・自己判断の弱体化
- ② 災害情報の高度化・専門化
 知識ギャップの拡大・・・福島原発事故でベントの説明を求めた
 記者の馬鹿たれ報道
- ③ 「情報が無い」という情報にも注意
- ④ 多様な情報ニーズ・・・外国語・点字・手話

災害情報と災害報道とは、明確に区別はされていない。

災 害 報 道

マスコミの機能

- ① 市民を取り巻く多様な権力に対する監視と警告
- ② 議題設定機能 オピニオンリーダー的な役割
- ③ 災害報道 世代への文化・道徳・規範の伝達 災害教訓の伝承
「災害報道」の一環として災害情報を伝達する という立場

マスコミは意思をもった人間であることを認識して下さい

民放は利益を追求する組織であること

つまり、それぞれのマスコミが伝えるべきだと
自分で判断した内容を放送する という事

災害報道に接するときの注意点

- ① 被害イメージや被災地の固定化
 - ・センセーショナリズム (煽動主義)
 - ・劇場化 (現代メディアの特徴)
- ② 全国民の意識への影響が大きい
- ③ 個人エピソードや希望情報への特化
- ④ 災害の「記憶の風化」・・・周年行事化

民放で時として、解説付きのニュースを報道している事がある。

解説者は〇〇大学の××教授として、解説に威厳と正当性をアピールし
原因究明とやらをしていますが、これもその民放の意思であって、本当の
情報では、無いのでは、と思います。

新聞記事についても、其の事件・事象は其の記者・編集者の意思表示であって、
記事から本当の情報を掴みましょう。

情報から、「自らが判断できる」訓練をしましょう。

「不幸の予言が告げられるのは、その不幸が現実のものとならないように
するためである。後になって、最悪の事態にならなかったことを指摘して
警鐘を鳴らした人々を揶揄するのは不当さの極みである」・・・ハンス・ヨナス
『責任という原理-科学技術文明のための倫理学の試み』より